

京都市市民緑地条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第101号

京都市市民緑地条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市民緑地条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(行為の許可の申請書の記載事項)

第1条 京都市市民緑地条例（以下「条例」という。）第3条第2項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 市民緑地（都市緑地法第55条第1項に規定する市民緑地をいう。以下同じ。）の復旧方法
- (3) その他指定管理者（条例第2条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行為の許可に関し必要と認める事項

第3条中「第1条」を「条例第3条第1項又は第3項」に改め、「による」の右に「許可の」を加える。

別表電源の項中「100」を「120」に改める。

第1号様式及び第2号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第1条及び第3条の改正規定並びに第1号様式及び第2号様式を削る改正規定並びに次項の規定は公布の日から、別表の改正規定及び附則第3項の規定は令和9年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 別表の改正規定による改正後の京都市市民緑地条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による市民緑地の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、当該改正規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の規則別表の規定は、令和9年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(建設局みどり政策推進室)